	2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系共同溝投資額 ＝音声系加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価
中継系共同溝	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに算定した共同溝亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。 ⑵　ループごと及び局ごとに、⑴の共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。 ループごと中継系共同溝投資額 ＝音声系中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価
加入系とう道	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長kmとする。 ⑵　局ごとに、とう道亘長kmから中継系とう道亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系とう道亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 局ごと加入系とう道投資額 ＝音声系加入系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価）
中継系とう道	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに算定したとう道亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。 ⑵　ループごと及び局ごとに、⑴のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。 ループごと中継系とう道投資額 ＝音声系中継系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価）
電線共同溝	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。 局ごと電線共同溝投資額 ＝音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価
自治体管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長kmとする。